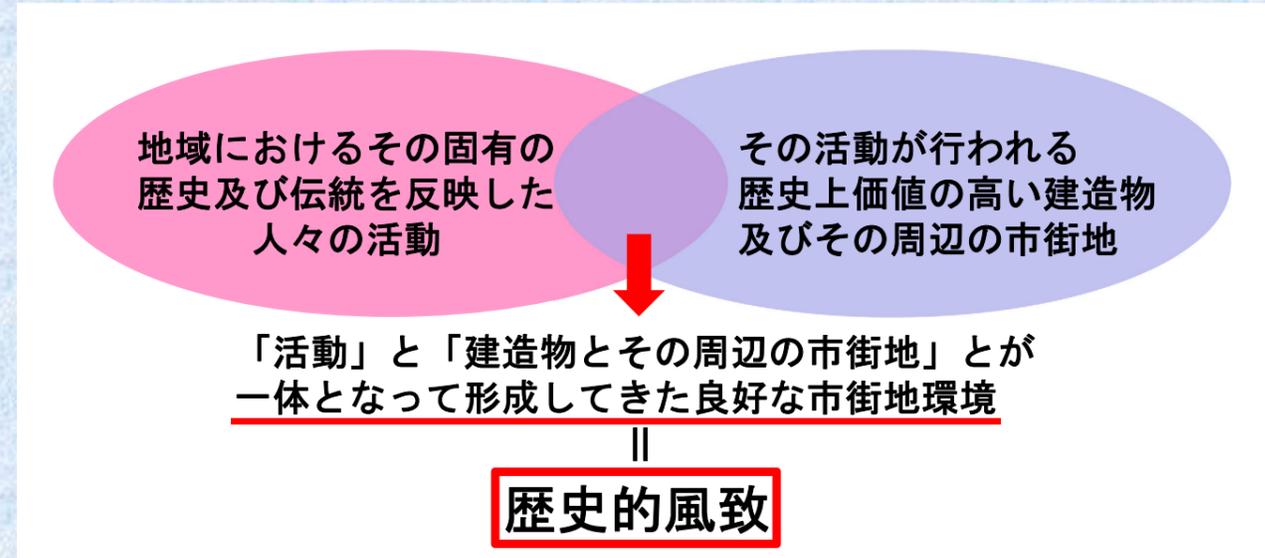


# 報告事項1 横浜市歴史的風致維持向上計画 の策定について

## 歴史的風致とは



▲高山祭(高山市)



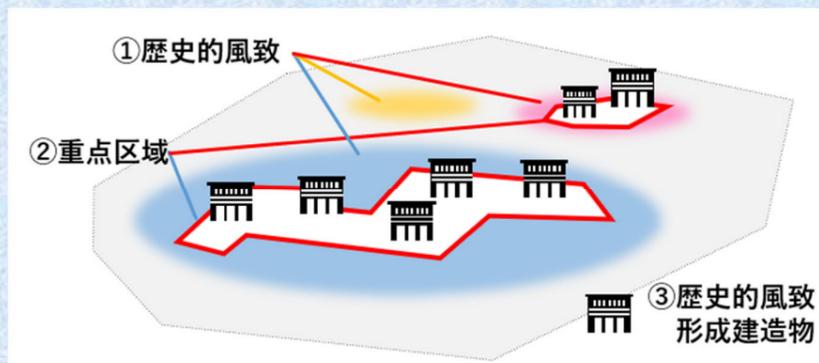
▲三ツ目神楽(横浜市)

## 歴史的風致維持向上計画とは

歴史的風致を地域固有の資産と捉えて、歴史的風致の維持及び向上により個性豊かな地域社会の実現をするための事業を計画

(主な計画に定める事項)

- ①歴史的風致の設定
- ②歴史的風致の範囲内で重点区域を指定
- ③重点区域内で歴史的風致形成建造物※を指定



➡重点区域内で歴史的風致形成建造物を指定することで、建造物の修理等への国費導入や税制優遇措置等の支援を受けることが可能

※歴史的風致形成建造物とは 歴史、文化、景観の観点から価値があると認められるもので、所有者と協議の上、同意を得られたもの

## 根拠法令

### 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」

#### 第5条第1項

市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

「歴史的風致維持向上計画策定に向けた手引き」

自治体内に関連する審議会(文化財調査委員会や都市計画審議会)を設けている場合は、計画書案が固まった段階で内容を報告することが必要となります。



本日、計画内容を報告

序章	計画の策定にあたって	.....	P1
1章	横浜市の歴史的風致形成の背景	.....	P4
2章	歴史を生かしたまちづくりの理念と方針	.....	P45
3章	維持向上すべき歴史的風致	.....	P55
4章	歴史的風致の維持及び向上に関する方針	.....	P111
5章	重点区域の位置及び区域	.....	P143
6章	文化財の保存及び活用に関する事項	.....	P165
7章	歴史的風致維持向上施設 の整備・管理に関する事項	.....	P175
8章	歴史的風致形成建造物の指定の方針	.....	P207
9章	歴史的風致形成建造物 の管理の指針となるべき事項	.....	P217

〔計画策定の背景〕

- 横浜市には、明治から昭和初期の近代建築、中世の鎌倉文化や近世の宿場や農村の姿を伝える民家や社寺などの「歴史資産」※が豊富



▲赤レンガ倉庫



▲ベーリックホール



▲旧原家住宅(鶴翔閣)

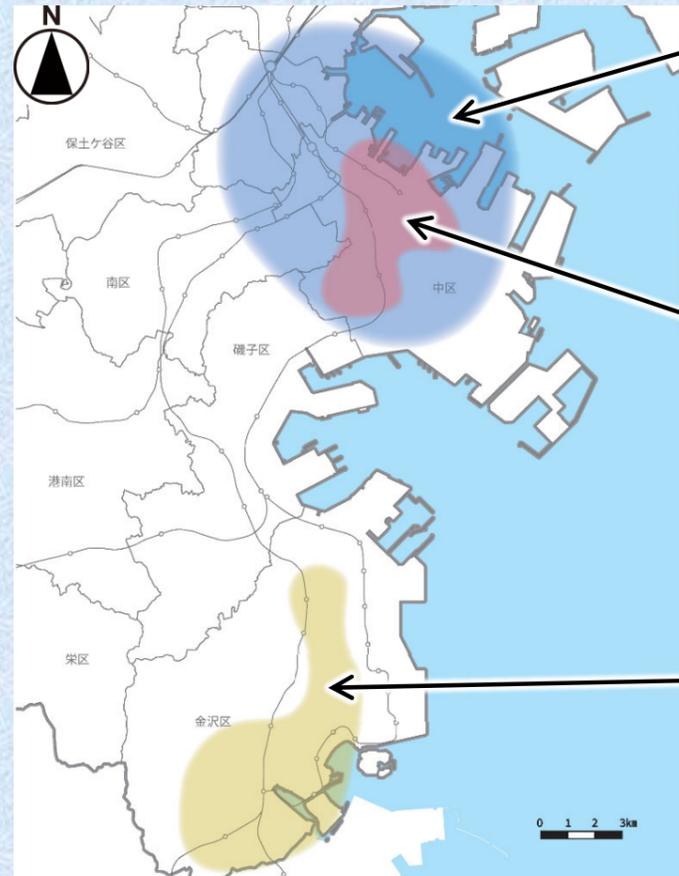
- これまで、「歴史資産」を文化財的な価値だけではなく都市の魅力や個性を形成する重要な存在としてとらえ、保全活用を核とした歴史を生かしたまちづくりを推進
- しかし、社会環境の変化により、歴史資産の所有者負担の増加、活動の担い手や支援策の不足、まちづくりへの展開の不足など、課題が顕在化

※歴史的資産…歴史・文化的価値が高く、良好な状態で後世に継承していく必要のあるもの

〔計画策定の目的〕

歴史資産を適切に保全活用し地域の個性・魅力の核としていく取組を促進するとともに、歴史に触れるきっかけを創出していくことで、歴史的風致の維持向上を通じて横浜らしい豊かさを感じられるまちづくりを推進します。

歴史的風致の分布状況



1 横浜開港以来の港との営み



2 外国人居留地の形成と多彩な異国文化



3 六浦湊を発祥とする海との暮らし



1 横浜開港以来の港との営み

(1) 国際貿易港のあゆみ

- 1859年の開港を契機に、国際貿易都市として急速に発展
- 開港場は、波止場を中心に、**税関、行政機関、銀行、外国商館**等が建設され、政治・経済の中心地に
- 開港場に多く残る歴史的建造物が、まちづくりの中で様々な活用され、開港以来の港の記憶を伝えている
- 「開港都市」というアイデンティティが、**各種記念事業**を通じて、市民生活に根付く



▲横浜市開港記念会館



▲旧横浜正金銀行本店本館

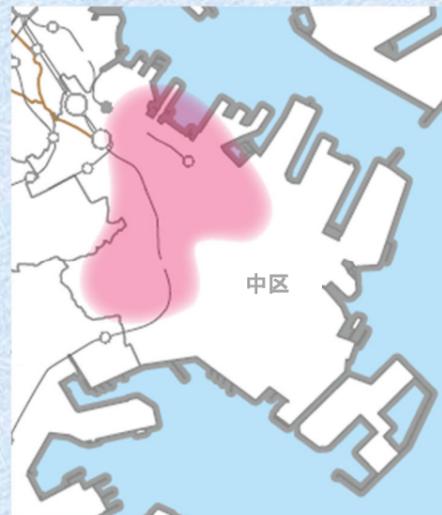


▲赤レンガ倉庫



▲開港記念バザー

2 外国人居留地の形成と多彩な異国文化



- 1860年に運上所（税関）を境に日本人居住地と外国人居留地を設置。**山下（関内）居留地**は商工業地区、**山手居留地**は住宅地区として、特色ある街並みを形成
- 居留外国人の**西洋館とその庭、花や樹木による豊かな緑の環境**は、震災や戦災の復興を経て、地域の手により現在まで守られている
- 居留外国人がもたらした様々な文化の一つが、スポーツ。**テニス、野球、近代競馬**などが居留外国人によりもたらされ、今も根付いている



▲旧横浜居留地48番館



▲山手234番館



▲地域の手による草花の手入れ



▲山手公園

3 六浦湊を発祥とする海との暮らし



- 横浜南部に位置する金沢は、鎌倉時代に大きく発展した。北条実時によって創建された**称名寺**を中心とし、**仏教文化**が栄えた
- 瀬戸神社や富岡八幡宮では、中世の頃に始まったとされる**「祇園船」などの特殊神事**が今に伝わる
- 幕末から昭和にかけては、「金沢八景」は、**風光明媚な場所として、別荘を構える著名人や海水浴等で訪れる人**でにぎわった。今も残る歴史資産では、海と緑豊かな環境と共に情緒を体感できる



▲称名寺境内



▲富岡八幡宮



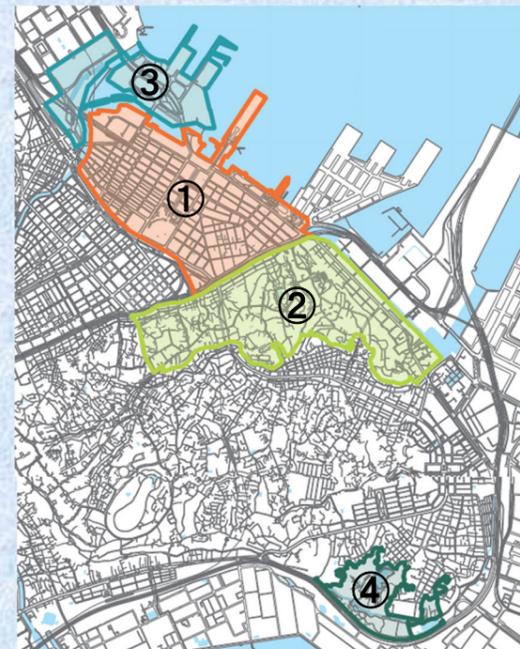
▲祇園船神事



▲旧伊藤博文金沢別邸

法に基づく重点区域設定の基準

歴史的風致の範囲内で重要文化財等\*を含み、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を推進する区域



本市の重点区域

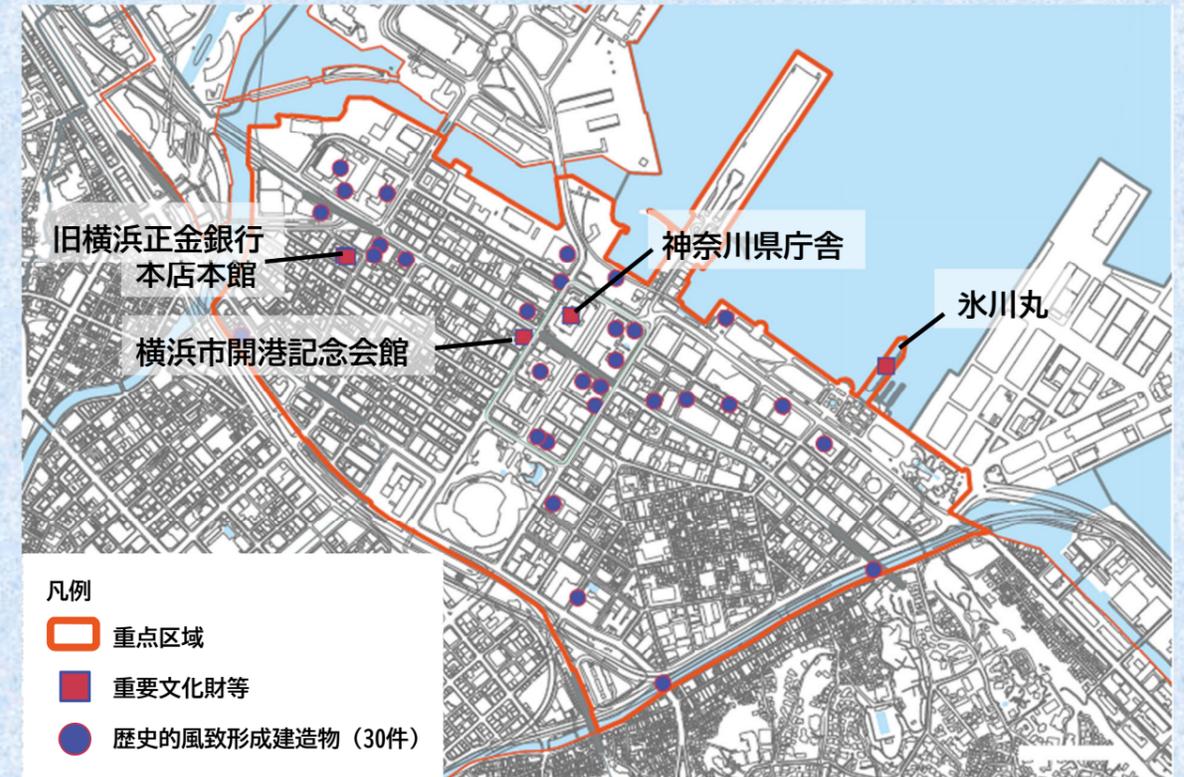
- 景観法に基づき歴史的景観資源の保全と活用を行ってきた「**景観推進地区**」を基本
- **文化財が集積し、今後10年間で具体的な事業を予定している三溪園周辺区域**も対象

- ① 関内区域
- ② 山手区域
- ③ みなとみらい21区域
- ④ 三溪園周辺区域

\*「六浦湊を発祥とする海との暮らし（金沢エリア）」については、エリア内の事業の進捗に併せて、順次、区域指定を検討します

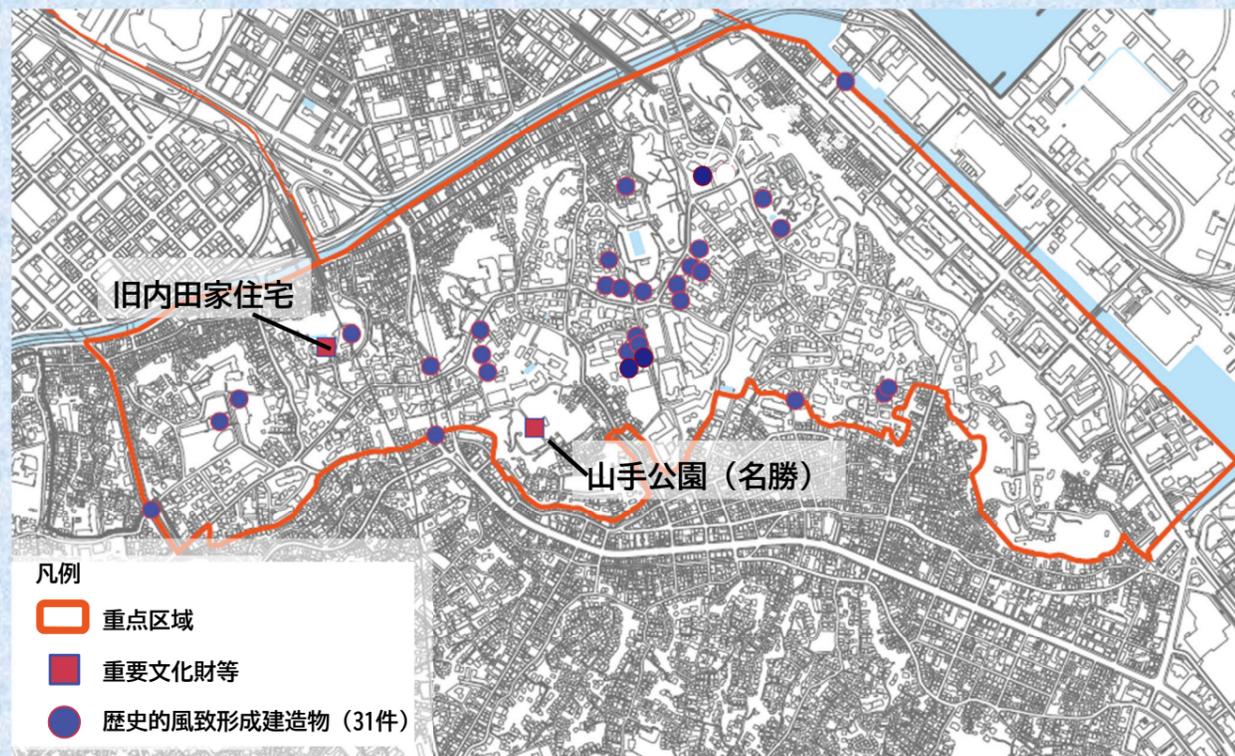
※重要文化財等…重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物

①関内区域



- 凡例
- 重点区域
  - 重要文化財等
  - 歴史的風致形成建造物（30件）

②山手区域



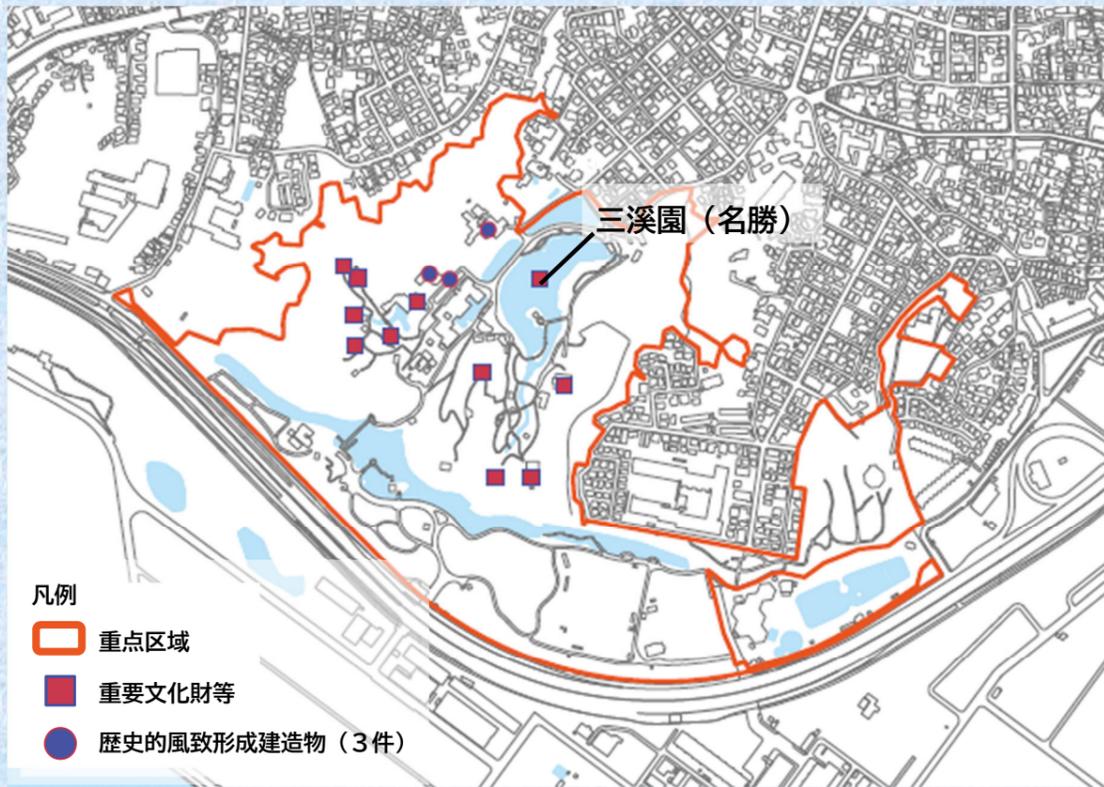
- 凡例
- 重点区域
  - 重要文化財等
  - 歴史的風致形成建造物（31件）

③みなとみらい21区域



- 凡例
- 重点区域
  - 重要文化財等
  - 歴史的風致形成建造物（6件）

④三溪園周辺区域



〔歴史的風致形成建造物〕

重点区域内における以下の建造物を指定します。

- 横浜市認定歴史的建造物(54件)
- 有形文化財(国登録、神奈川県指定、横浜市指定)(16件)



▲横浜指路教会



▲山手133番館



▲白雲邸（三溪園）

※横浜市認定歴史的建造物

「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づき、歴史的建造物のうち特に重要な価値を有すると認められるものについて、その所有者の同意を得たもの

※神奈川県（横浜市）指定有形文化財

「神奈川県(横浜市)文化財保護条例」に基づき、県(市)内にある有形文化財のうち、重要なもの

■ 策定までの流れ（予定）

令和6年度

令和7年度

4月 6月 今回 7-8月 8月 12月 1月 3月 4月

